越前市健康すまいる事業に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、従業員の健康づくりについて積極的に取り組む事業所を越 前市健康すまいる事業所(以下「健康すまいる事業所」という。)として登録し、 当該事業所の健康づくりを支援することで、働く世代の健康づくりを推進し、 医療費抑制や将来にわたる社会保障制度の確保につなげ、もって市民が生涯を 通じて生き生きと暮らせる健康長寿社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定める ところによる。
 - (1) 事業所 市内において事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
 - (2) 従業員 事業所に雇用されている従業員をいう。

(登録の要件)

- 第3条 健康すまいる事業所としての登録の要件は、別表に定めるものとする。 (登録の申請等)
- 第4条 健康すまいる事業所としての登録を受けようとする事業所は、4月1日から5月末日までの間に越前市健康すまいる事業所登録申請書(様式第1号)に必要な書類を付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その提出期限を延長することができる。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、健康すまいる事業所として登録すべきものと認められるときは、当該事業所に越前市健康すまいる事業所登録証(様式第2号)を交付する。
- 3 前項の規定により登録された事業者(以下「登録事業所」という。)は、越前 市健康すまいる事業所登録申請書に記載された内容に変更があったときは、越 前市健康すまいる事業所変更届(様式第3号)を市長に提出しなければならな い。

(登録事業所への支援)

第5条 市長は、登録事業所が行う従業員への健康づくりに関する取組に対し、 次に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 登録事業所が行う生活習慣病予防に関する講座等への講師派遣
- (2) その他健康づくりの推進のための支援

(取組目標)

第6条 登録事業所は、毎年5月末までに、当該年度の取組目標を設定するもの とする。

(実施状況の報告)

- 第7条 登録事業所は、毎年12月28日までに越前市健康すまいる事業実施状況報告書 (様式第4号。以下「実施状況報告書」という。)に実施状況チェックリスト (様式第4号の2)及び必要な書類を付し、市長に提出するものとする。
- 2 市長は、実施状況報告書等を審査し、取組目標の達成状況を確認するものとする。
- 3 市長は、取組目標を達成した事業所を取組達成事業所として認定し、越前市 健康すまいる事業取組達成事業所認定証(様式第5号)を交付、市のホームペ ージ等において公表するものとする。
- 4 市長は、取組達成事業所の中から取組が最も優良な事業所であって、特に優れていると認めるときは表彰をすることができる。また、表彰に係る選定基準は別途設けることとする。

(実施状況の確認)

- 第8条 市長は、越前市健康すまいる事業の運用にあたり、必要に応じて登録事業所に対し、追加で実施状況を示す関係書類の提出を求め、現地において実施状況を確認することができる。
- 2 登録事業所は、前項に定める実施状況の確認に協力するものとする。

(融資制度の優遇措置)

第9条 取組達成事業所は、越前市中小企業等伴走型資金融資及び利子補給要綱 (平成29年4月1日施行)により定められた越前市中小企業等伴走型資金融 資制度の利子補給に係る優遇措置を受けることができる。この場合において、同要綱に定めるところにより、当該融資に係る審査を受けなければならない。 (登録の辞退)

- 第10条 登録事業所は、健康づくりに関する取組を継続できなくなったことにより、登録を辞退したい場合には、越前市健康すまいる事業所辞退届(様式第6号。以下「辞退届」という。)を市長に提出する。
- 2 市長は、前項の辞退届の提出があったときは、登録を取り消し、越前市健康 すまいる事業所登録取消通知書(様式第7号。以下「取消通知書」という。) により当該事業所に通知し、越前市健康すまいる事業所登録証の返還を求める ものとする。

(登録の取消し)

- 第11条 市長は、登録事業所に、次に定める登録を取り消すべき事由が生じた ときは、これを取り消すことができる。
 - (1) 従業員の健康を害するおそれのある行為
 - (2) 法令違反等、市民の信頼を損なう行為
 - (3) その他、登録事業所としてふさわしくない行為
- 2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、取消通知書により当該 事業所に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

年度 越前市健康すまいる事業所 登 録 証

(登録事業所名) 様

貴事業所を従業員等の健康増進に係る取組を進める「越前市健康すまいる事業所」に登録します。

年 月 日 越 前 市 長

令和年度 越前市健康寸まいる事業 取組達成事業所 認定 定証

(事業所名)樣

貴事業所を健康増進に係る取組 目標を達成した「越前市健康すまいる 事業取組達成事業所」に認定しま す。

年月日

越前市長

年 月 日

越前市長 殿

越前市健康すまいる事業所登録辞退届

越前市健康すまいる事業所の登録に関する要綱第10条の規定により、登録を辞退したいので下記により届け出ます。

記

- 1 事業所名
- 2 辞退年月日 年 月 日
- 3 辞退の理由

年 月 日

様

越前市長

越前市健康すまいる事業所登録取消通知書

越前市健康すまいる事業所の登録に関する要綱第10条(第11条)の規定により、登録を取り消したので通知します。

記

- 1 事業者
 - (1) 事業者名
 - (2) 所在地
 - (3) 代表者氏名
- 2 登録取消年月日 年 月 日
- 3 取消理由